

戦争法廃止、消費税増税反対の署名を集め、会員・読者を増やしましょう！

名古屋北部民商ニュース

2016年9月12日(月)発行

No.200

名古屋北部民主商工会

名古屋市北区大野町三丁目19番地

TEL (052) 915-8111 FAX (052) 915-8114

E-MAIL jimukyoku@hokubuminsho.st1.jp

**「秋の運動」スタート!! 強く、大きな民商へ
会員、読者、婦人部、青年部、共済会を増やそう!!**



消費税の相談、対策
午後1時に集合。岩田支部長、安齋さん、佐藤さん、松原事務局長で会員8人を訪問し共済会1名と婦人部員

*西支部

8月27日(土)

8月20日(土)朝9時30分集合。加納支部長、前田拡大推進委員長、前田婦人部長、松原事務局長の4人で2組に分かれて会員訪問。前田婦人部長と松原局長の組は2人の婦人部員を拡大。加納支部長と前田拡大推進委員長の組では、訪問先の大辻さんから「税金の滞納で困っている知り合いがいる」と紹介がありました。

平安、西、山田支部が
会員訪問の
先陣を切る

*山田支部

8月20日(土)朝9時30分

2名を増やしました。
「やっぱり、動けば増える
ねえ」と感想。

*平安支部

8月28日(日)午前中、

大谷副会長、内藤さん、沢田事務局で会員訪問。

5軒の会員を訪問し、婦人部員2名を増やしました。平安支部は、7つの支部の中で唯一、婦人部員が会員比60%を超えています。

民商の仲間(会員、読者、婦人部、青年部、共済会)を増やそう!!

税務調査や税金滞納、資金繰りなど相談できる『民商』を知らずに、ひとりで頭を抱えている業者の方に「民商に相談してみても、声をかけて下さい。」



中小企業法務プラス！ワンポイント

売掛金回収 ～ 相手が払ってくれない! ③～

前回は、売掛金回収のために調停や裁判手続による方法について説明しましたが、今回は、裁判で勝った場合のその後のことについてご説明します。

通常、「裁判に勝ったんだから相手は当然に払ってくるんじゃないの」と思われるでしょうが、必ずしもそうではありません。裁判所は「支払え」という命令を出してくれますが、それに従わなくても罰則がないため、裁判所の命令(判決)に従わない人も出てきます。

その時に使うのが「強制執行」という手続です。これは裁判所の判決に従わない人の財産を差し押さえて、強制的に回収(判決内容の実現)を図るものです。

一番典型的なのが銀行預金の差し押さえですね。そのほかに給料や売掛金、証券、自動車、不動産など、財産的価値のあるものであれば差押は可能です。但し、通常の生活に必要な家財道具は差押禁止となっていますので、家財道具の差押は基本的にはできないとお考えください。

なお、差し押さえるに当たってはそのものを特定しなければなりませんので、預金であれば銀行名・支店名が必要ですし、売掛金であれば取引先及びその売掛金の明細等がわからなければ差押ができません。ですから、日頃から相手の資産内容(特にメインバンク)や取引先について関心を持ち、把握しておくことが万一の時のための備えとなりますから、情報収集を怠らないようにすることがポイントです。

この差押えの手続は、裁判所に申立をすることになりますが、その際いろいろと必要な書類がありますので、差押えをお考えの方はご相談ください。

2016年9月 弁護士 伊藤勤也(名古屋北法律事務所)

**15日までに集金して班、支部の役員に届けてください。
会費の集金は15日80%、月末100%になるようご理解、ご協力を!!**